

3 都県境を越えた野生鳥獣害対策について

全国的に野生鳥獣による農林業被害や生態系被害が減少しないため、野生鳥獣害対策の強化が求められている。

このためには、都県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有等に係る広域連携並びに捕獲の担い手確保対策を図ることが必要である。

そこで、これらの課題の解決に向けて制度改正等が必要な事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 都県境を越えて行動していると考えられる動物の広域的なモニタリングについては、国による取組を検討するとともに、都県での連携に対する指導・支援を実施すること。
- 2 国有林や国立公園などにおいては、設置管理者として関係都県と協力した積極的な個体数調整の取組を実施すること。
- 3 鳥獣被害防止特別措置法に基づく対象鳥獣捕獲員について、雇用形態を非常勤職員としての雇用から登録制度にするなどの任命要件の緩和及び狩猟税軽減税率適用期間の延長とそれに係る税収入の減収分の補填を行うこと。
- 4 少ない担い手で効果的に捕獲ができるよう、有効なわなの開発及び銃による捕獲に関する規制の緩和を行うこと。
- 5 民間保険会社が個人向けのハンター保険から撤退するなど、補償制度が十分でない環境であることから、公的な補償制度（自賠責保険のような強制保険）を創設すること。
- 6 網・わな猟に係る狩猟者に対して銃猟と同じ補償を求めているため、補償要件の緩和を実施すること。